資料1

平成30年度指定障害福祉サービス事業者等説明会

横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 相模原市健康福祉局福祉部障害政策課 横須賀市福祉部指導監査課 横須賀市こども育成部こども施設課 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 平成30年4月4日・5日・6日

平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定の 基本的考え方

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

○障害者の重度化・高齢化によりサービスの利用のニーズが多様化する中、 障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができる よう、在宅生活を支援するサービスの充実を図る。

〇障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

2 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)

〇医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している中で、個々の障害児がその家族の状況やニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。

O 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。

3 精神障害者の地域移行の推進

〇長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の 生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を 強化する。

〇具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

4就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

〇障害者がその適正に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

5 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービス の提供を行うための報酬等の見直し

〇障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

各サービスの報酬・基準に係る 見直しの内容

1. 新設サービスについて

共生型サービスについて

共生型サービスとは

- ○介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の 制度における指定も受けやすくするもの(もう一方の制度の基準を満たすた めに新たに設備を設けたり支援職員を配置することを要さない)
 - 障害のある利用者(障害福祉サービスの利用者)が65歳以上になっても 使いなれた事業所のサービスを利用しやすくなる
 - 福祉事業所が少ない地域で、限られた人材をうまく活用しながら多様なニーズに対応できるといったメリットが考えられる。

報酬について

- 〇本来的な指定基準を満たすわけではないため、本来の報酬単価とは区別
- 〇各加算については、算定要件を満たした場合に算定できる。
- 〇当該サービスの専門的職員の配置や地域交流の場の提供等の実施を加算で評価 (例) 共生型生活介護事業所

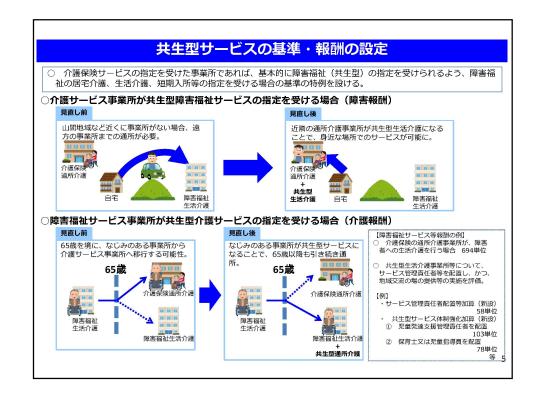
サービス管理責任者配置等加算 58単位 共生型児童発達支援/共生型放課後等デイサービス

サービス体制強化加算

① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位

② 保育士又は児童指導員を配置 7

78単位



介護保険の事業所、障害児通所支援事業所が共生型として障害福祉サービスを行う場合

共生型障害福祉	共生型障害福祉サービスの指定を受けられる事業所					
サービスの種類	介護保険の事業所	障害児通所事業所				
共生型居宅介護	訪問介護	_				
共生型重度訪問介護	訪問介護	_				
共生型生活介護	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	児童発達支援 放課後等デイサービス				
共生型短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	_				
共生型自立訓練 (機能訓練) 共生型自立訓練 (生活訓練)	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	_				

介護保険の事業所、障害福祉サービス事業所が共生型として障害児通所支援を行う場合

共生型障害児通所支援の	共生型障害児通所支援の指定を受けられる事業所				
種類	介護保険の事業所	障害福祉サービス事業所			
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイ サービス	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	生活介護			

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所が共生型として介護保険のサービスを 行う場合

共生型(介護保険サービス) の種類	共生型(介護保険サービス)の指定を受けられる 障害福祉サービス事業所/障害児通所支援事業所
共生型訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
共生型通所介護	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型短期入所生活介護	短期入所 (障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る)

共生型訪問介護

- 〇障害者総合支援法に基づく<u>居宅介護、重度訪問介護</u>の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして基準を設定する。
- 〇障害福祉制度における障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者や重度訪問 介護従業者養成研修修了者等については、65歳に至るまでに、これらの研 修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高 齢障害者に対してのみ、サービスを提供できることとする。
- 〇報酬は、以下の基本的な考え方を踏まえて設定する。この際、障害福祉制度 における障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者に係る取扱い(30%減 算)等も踏まえる。

(報酬設定の基本的な考え方)

- a 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
- b 障害者が高齢者(65歳)に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。
- ○訪問介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できる。

共生型通所介護

- 〇障害者総合支援法に基づく<u>生活介護、自立訓練</u>、児童福祉法に基づく<u>児童発達支援、放課後等デイサービス</u>の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして基準を設定する。
- ○報酬は、以下の基本的な考え方を踏まえて設定する。 (報酬設定の基本的な考え方)
 - a 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
 - b 障害者が高齢者(65歳)に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。
- 〇報酬は、上記の考え方に基づき設定するとともに、生活相談員(社会福祉士等)を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動(地域の交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施している場合に評価する加算を設定する
- 〇通所介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できる。

6

共生型短期入所生活介護

- 〇障害者総合支援法に基づく短期入所(併設型及び空床利用型に限る。)の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。
- ○報酬は、以下の基本的な考え方を踏まえて設定する。 (報酬設定の基本的な考え方)
 - a 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区別。
 - b 障害者が高齢者(65歳)に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。
- 〇報酬は、上記の考え方に基づき設定するとともに、生活相談員(社会福祉士等)を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動(地域の交流の場の提供、認知症カフェ等)を実施している場合に評価する加算を設定する
- 〇短期入所生活介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定 できる。

自立生活援助(創設)

1. 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※)
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者(※)
- ※ 自立生活援助による支援が必要な者
 - ・地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から、支援が必要と認められる場合
 - ・人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰返し等)
 - その他、市町村審査会における個別審査会を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

2. 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・公共料金や家賃に滞納はないか
 - 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・地域住民との関係は良好か

などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

- 利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随身対応も行う。
- 標準利用期間は1年(市町村判断で延長可)

3. 職員配置

① 地域生活支援員

指定自立生活支援事業所ごとに、1以上 なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。

- ② サービス管理責任者
 - ・利用者の数が30以下 1以上
 - ・利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに 1を加えて得た数以上

4. 基本報酬 • 加算

- 〇 基本報酬
 - ・定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。
 - ・障害者支援施設等から移行した直後(退所等の日から1年以内)の利用者については、 関係機関との調整や地域住民との関係づくりに要する業務量を評価する報酬を設定する
 - 適正なサービス量を提供する観点から、1人の地域生活支援員が支援する利用者数を、 人員基準では「標準として25人」としているが、報酬上は「30人」を超えた場合の報酬を設定する。

自立生活援助サービス費(I) ※退所等から1年以内の利用者

- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月

自立生活援助サービス費(Ⅱ) ※退所等から1年を超える利用者

- (1)利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,158単位/月
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 811単位/月

〇 加算

ア 特に支援が必要となる場合等の評価

特に業務量が集中する支援を開始した月及び利用者が居宅から外出した際に支援を行っ た月については、更に一定単位を加算する。

初回加算(新設) 500単位/回 同行支援加算(新設) 500単位/回

イ 特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することと し、特別地域加算を創設する。

特別地域加算(新設) 230単位/月

ウ福祉専門職員配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上図る観点から、常勤の地域生活支援員のうち

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合等を 評価することとし、福祉専門職員配置加算を創設する。

福祉専門職配置等加算(新設)

- (Ⅰ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上 450単位/月
- (Ⅱ) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上 300単位/月
- (Ⅲ) 地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上 又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

180単位/月

エ 利用者上限額管理加算の創設

利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

利用者上限額管理加算(新設) 150単位/回(月1回を限度)

就労定着支援(創設)

1. 対象者

○ 就労移行支援又は就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、一般就労へ移行し た障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題(生活リズム、体調の管理、給料 の浪費等)が生じている者

2. 支援内容

- 障害者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施 ※利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う
- 加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努める。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

3. 職員配置

① 就労定着支援員

常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上 (資格要件は定めない。)

- ② サービス管理責任者
 - ・利用者の数が60以下 1以上
 - ・利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- ※就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。

4. 基本報酬 • 加算

〇 基本報酬

- ・利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。
- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般就労した障害 者の職場定着を促進するため、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数 のうち前年度末時点の就労定着者数(雇用された通常の事業所での就労が継続してい る者の数)の割合)に応じた基本報酬とする。
- ・また、利用者数の規模の応じた報酬設定とする。

就労定着支援サービス費

ア 利用者数20人以下

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 3,200単位/月
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,640単位/月 (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合
- 2,120単位/月 1,600単位/月 (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,360単位/月
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 1,200単位/月
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 1,040単位/月
- イ 利用者数21人以上40人以下
- (1) 就労定着率が9割以上の場合
- 2,560単位/月 (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,112単位/月
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,696単位/月
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,280単位/月
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,088単位/月 960単位/月
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合(7) 就労定着率が1割未満の場合 832単位/月
- ウ 利用者数41人以上
- (1) 就労定着率が9割以上の場合
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合

- 2,400単位/月
- 1,980単位/月 1,590単位/月
- 1,200単位/月
- 1,020単位/月
- 900単位/月
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合(7) 就労定着率が1割未満の場合 780単位/月

〇 加算

ア 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

就労定着支援のサービス利用修了者が、雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者就業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に**3年6月以上6年6月末満**の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

就労定着実績体制加算(新設) 300単位/月

イ 就労定着を促進するための評価

障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を、就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算(新設) 120単位/月

ウ 特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することと し、特別地域加算を創設する。

特別地域加算(新設) 240単位/月

エ アセスメントを要する利用者を受け入れた場合の評価

就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き 続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等 以外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障害者の職場定着のための支援を 行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担 を評価する加算を創設する。

※初期加算を取得するため、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めない。

初回加算(新設) 900単位/月(1回限りの算定)

才 支援開始1年以内の利用者に対する評価 支援開始1年目は、障害者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるとともに

就職先企業、医療機関等の関係機関等との関係性を構築するなど、時間や労力を要する (企業連携等調整特別加算(新設) 240単位/月 を評価する加算を創設する。

カ 利用者負担上限額管理加算の創設

利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

利用者負担上限額管理加算(新設) 150単位/回(月1回を限度)

5. 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給

・就労定着支援は、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に 関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては

生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。この ため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、 自立生活援助との併給は認めないこととする。

・また、就労定着支援は、自立訓練(生活訓練)の相談援助の内容の範囲をまか なえることや、就労定着支援の利用者は、一般企業に就職していることを踏まえれば

新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、 $\frac{1}{1}$ 自立訓練(生活訓練)との併給は認めないこととする。

※サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

2. 障害福祉サービス等横断的事項

福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

【対象サービス:療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同 生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児 入所施設、医療型障害児入所施設】

1. 変更内容

○ 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門 職員配置等加算における有資格者として評価する。

2. 現行と見直し後

(現行)

福祉専門職配置等加算(I)

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上である場合に加算する。 15単位/日福祉専門職配置等加算(II)

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上である場合に加算する。 10単位/日



(見直し後)

福祉専門職配置等加算(Ⅰ)

- ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上である場合に加算する。 15単位/日福祉専門職配置等加算(II)
- ※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉 士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上である場合に加算する。 10単位/日

[注] 就労移行支援については、公認心理師に加えて作業療法士についても、新たに 福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価。

各種減算の見直し

1. 変更内容

- 障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画 の作成が適切に行われていなかった場合の減算を見直す。
- 具体的には以下のとおり。
 - ・サービス<mark>提供職員</mark>欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
 - ・サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
- ・個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する

2. 現行と見直し後

サービス提供職員欠如減算

(現行)



(見直し後)

の指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

〇滅算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、滅算が適用された3月目から当該状態がが解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算

(現行)

が記り 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。



(見直し後)

の指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

〇減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

個別支援計画未作成減算

(現行)

個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の<u>95</u>%を算定する。



(見直し後)

へにとしなが、 の個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合、当該月から当該状態が解消され るに至った月の前月までの間につき、所定単位数の<u>70</u>%を算定する。

〇減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

食事提供体制加算の経過措置の取扱い

内容

○ 平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、 食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その 他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

送迎加算の見直し

【対象サービス:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、放課後等デイサービス】

1. 変更内容

- 〇 通所系サービスの送迎加算(I)、(I)について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合(重度者等を送迎した場合)、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しを行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の 知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通 うことを基本としていることを改めて徹底。
- \bigcirc また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の 適正化を図る。

2. 現行と見直し後

(現行)

送迎加算(I) <u>27単位/回</u>

※1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算。

送迎加算(Ⅱ) 13単位/回

※1回の送迎につき平均10人以上が利用している(利用定員が20人未満の事業所にあっては

平均的に定員の100分の50以上が利用していること)又は週3回以上送迎を実施している場合に加算。

※障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準する者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が100分の60以上いる場合は、更に14単位/回を加算(生活介護のみ)。



(見直し後)

送迎加算(I) <u>21単位</u>/回

※1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算。

送迎加算(II) <u>10单位</u>/回

※1回の送迎につき平均10人以上が利用している(利用定員が20人未満の事業所にあっては

平均的に定員の100分の50以上が利用していること)又は週3回以上送迎を実施している場合に加算。

※障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が100分の60以上いる場合は、更に28単位/回を加算(生活介護のみ)。

※同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

身体拘束廃止未実施減算(新設)

【対象サービス:療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労 移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅 訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所 施設等】

内容

- ○<u>身体拘束等に係る記録をしていない</u>場合について、<u>基本報酬を</u>減算。
- ○「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、<u>その態様及び時間、その際の利用者の</u> 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければなら ない。」(障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく人員、設備、運営に関する 基準(身体拘束等の禁止)の条文 より抜粋。)

社会生活支援特別加算(新設)

【対象サービス:自立訓練、就労移行支援、就労継続支援】

内容

- 〇医療観察法対象者や刑務所出所者等(以下「医療観察法対象者等」という。)
- の社会復帰を促すために、支援していることを評価。 〇精神保健福祉士等を配置して、または病院との連携により精神保健福祉士等 が事業所を訪問して、医療観察法対象者等を支援していることを要件とする。
- ○480単位/日

福祉・介護職員処<u>遇改善加算の見直しについて</u>

- <加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)>の一定の経過措置期間(※)後の廃止 要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める 区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、廃止。
- (※) 別に厚生労働大臣が定める期日(注)までの間に限り算定。
- (注) 平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況を踏まえ、今後決定。

地域区分の見直し

- 障害者サービス
 - •現行7区分→8区分
- 障害者サービス・障害児サービス共通
 - 介護保険サービスにおける地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。
 - ・報酬単価の大幅な変更を緩和するため、自治体の意見を徴収した上で、平成32年度末まで必要な経過措置あり。

経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

○ 各サービスの経営実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

公立減算の取扱い

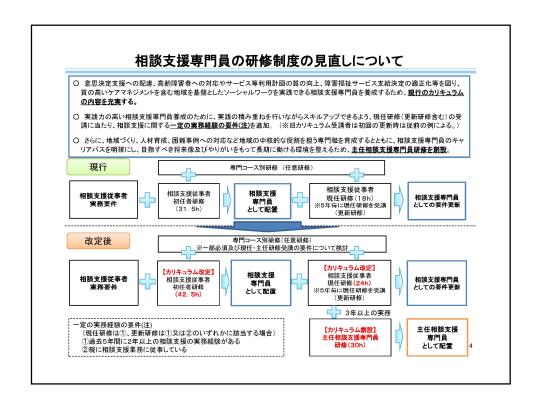
○ 公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていること等に鑑み、引き続き維持する。

3. 相談支援専門員・サービス管理責任者研修について

相談支援専門員・サービス管理責任者等の研修制度の見直し

【相談支援専門員の研修制度の見直し(平成31年度から変更)】

- ○初任者研修カリキュラムの充実(31.5時間→42.5時間)
- 〇現任研修(更新研修)の受講に一定の実務経験の要件を追加
 - <一定の実務経験>
 - ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
 - ②現に相談支援業務に従事している
- 〇主任相談支援専門員研修を創設(現任研修受講後3年以上の実務経験を 経て受講可)



相談支援専門員・サービス管理責任者等の研修制度の見直し

【サービス管理責任者等研修の研修制度の見直し(平成31年度から変更】

- 〇介護、就労など<u>5つに分かれていた分野がなくなり</u>共通で実施
- 〇研修を<u>「基礎研修」、「実践研修」、「更新研修」</u>に分け、実践研修・更新 研修の受講に一定の実務経験の要件を設定

<一定の実務経験>

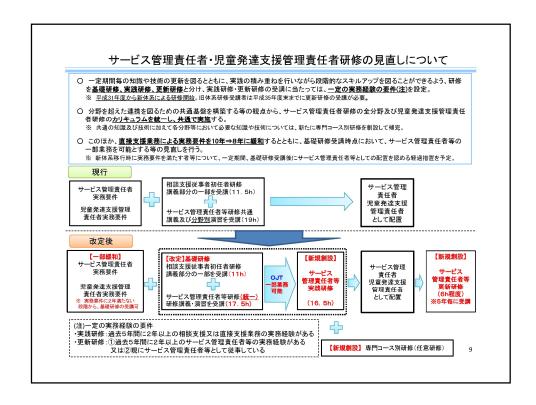
実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務

経験がある

更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験

がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

- ○<u>サービス管理責任者等として配置されるためには実践研修の修了が必要</u> (ただし、新体系移行時に実務経験を満たす者等について、一定期間、基礎 研修終了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定)
- ○基礎研修修了者はサービス管理責任者等の一部の業務を行うことは可能
- O更新研修は5年ごとに受講が必要
- 〇旧体系研修受講者(平成30年度までのサービス管理責任者等研修の修了者) は平成35年度末までに更新研修の受講が必要
- ○直接支援業務による実務経験の必要年数を10年⇒8年に緩和



サービス管理責任者等の配置に係る猶予措置の延長

障害福祉サービス事業所等の開設の日から起算して1年間は、実務経験を満たす者については研修修了の要件を満たしている者とみなす規定(猶予措置)の終了時期について

平成30年3月31日 ⇒ 平成31年3月31日 に延長

今年度のサービス管理責任者等研修の予定

- 〇昨年度とほぼ同様の時期・規模で実施予定
- ○大まかな開催スケジュールが決まり次第、障害福祉情報サービスかながわ でお知らせします

4. 情報公表制度について

障害福祉サービス等情報公表制度

制度の概要

- 改正障害者総合支援法等により新たに創設された「障害福祉サービス等情報公表 制度」がこの4月から施行される。
- この制度は、利用者の障害福祉サービス等の選択に資するよう、
 - ① 事業者に対し、障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告
 - ② 都道府県知事等に対し、事業者から報告を受けた当該情報の公表 の2つを義務づけるもの。
- 公表対象となる事業者

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定(一般・特定)相談支援事 業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者 ※基準該当サービスは対象外

- 情報の報告・公表方法
 - 事業者は独立行政法人福祉医療機構(WAM)が今年度中に新たに立ち上げる 「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて情報を入力し、都道府県等へ報告・都道府県等は事業者からの報告内容を同システムで受理・確認のうえ公表する。

※4月以降、各事業者に報告依頼を発出する予定です。 期限内の報告をお願いします。

〇報告 • 公表事項

		主な報告・公表事項		
	法人	○事業所等を運営する法人等に関する事項・名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日		
①基本情報	事業所等	〇サービスを提供する事業所等に関する事項 ・名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、 財務状況 等 〇サービスに従事する従業者に関する事項 ・従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 〇サービスの内容に関する事項 ・運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 〇利用料等に関する事項 など		
②運営情報		○利用者の権利擁護の取組 ○サービスの質の確保の取組 ○相談・苦情等への対応 ○サービスの評価、改善等の取組 ○外部の者等との連携 ○適切な事業運営・管理の体制 ○安全・衛生管理等の体制 ○情報の管理、個人情報保護党の取組 ○その他(従業者の研修の状況等)		

5. 指定申請及び体制届 について

新サービスの指定申請について

〈新規申請書の提出期限〉 事業所指定を受けようとする月の 前月の15日まで。

- ※15日が休日の場合はその直前の平日が期限です。
- ※5/1付での指定を受けたい場合は、4/13が締め切りです。
- ※新サービスの提出期限については、必ず指定権者に 問い合わせて確認してください。

○事業所開設を予定されている方は、各指定権者にお問い合わせください

【横浜市】

横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画調整係 O45-671-36O1

【川崎市】

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 FAX 044-200-3932

【相模原市】

相模原市健康福祉局福祉部障害政策課 042-707-7055

【横須賀市】

横須賀市福祉部指導監査課 046-822-8411

【上記以外】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課事業支援グループ 045-210-4732

〈お問い合わせ受付時間〉〉

平日 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

体制届について

〇平成29 年度における利用実績等に基づき、平成30 年度の各加算等の算定状況を 提出してください。

〈提出の必要がある事業所〉

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を行うすべての事業所
- (2) 療養介護を行うすべての事業所
- (3) 生活介護を行うすべての事業所
- (4) 共同生活援助を行うすべての事業所
- (5)施設入所支援を行うすべての障害者支援施設
- (6) 自立訓練(生活訓練(宿泊型を含む)、機能訓練)を行うすべての事業所
- (7) 就労移行支援を行うすべての事業所
- (8) 就労継続支援A型、就労継続支援B型を行うすべての事業所
- (9) 短期入所事業を行うすべての事業所
- (10) 地域移行支援を行うすべての事業所
- 障害者支援施設で実施する昼間実施サービスも該当するサービス種類ごとにすべての 届出の提出が必要です。
- 一般相談支援(地域定着支援のみ)を実施する事業所については、届出の必要はありません。
- 〇みなしでサービス管理責任者を配置していた事業所は、要件を満たしていると分かる 書類を添付してください。(実務経験証明書、研修修了証の写し、資格証の写し等。)

体制届の提出期限について

○平成30年4月16日(月)締切【必着】

※処遇改善(特別)加算の届出は平成30年 4月13日(金)までになります。 介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書(体制届) 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書の掲載箇所

<掲載箇所>

- ○介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書(体制届)ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」
 - ightarrow 「6. お知らせ(県内共通)」 ightarrow 「4 平成30 年度体制届に関するお知らせ」
- 〇福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「6. お知らせ(県内共通)」→「3福祉・介護職員処遇改善加算に関するお知らせ」

1. 居住系サービス

共同生活援助①

〇 基本報酬の見直し

非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

○ 新たな類型の創設(日中サービス支援型)

障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新しい類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」を創設。(詳細は次次ページ参照)

〇 看護職員配置加算【新設】 7O単位/日

共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価。※ 医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算Nのみ可。

〇 精神障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日(1年以内)

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。

〇 強度行動障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日(1年以内)

障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者であって、当該施設等を退所してから1年以内のものに対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価。

共同生活援助②

〇 自立生活支援加算の見直し

退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算について、地域生活への移行を促進する観点から、回数を拡充。

【旧】 入居中 <u>1回</u> 退去後 1回 ※1回500単位



【新】 入居中 <u>2回</u> 退去後 1回 ※1回500単位

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

(介護サービス包括型・日中サービス支援型)

平成30年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33年3月31日まで延長。

※ 新たな類型である日中サービス支援型も、当該経過措置の対象。

共同生活援助③ 【新たな類型 日中サービス支援型について】

○短期入所(併設型又は単独型)の必置

地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場の提供を行い、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担う。

○支援体制

- ・本類型は、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することが基本。障害支援区分は問わず、利用者が他の日中活動サービスを利用することは可能。
- ・従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置。(3:1、4:1、5:1)
- ○夜勤職員加配加算【新設】 149単位/日

本類型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、 加配する場合は、加算を算定。

〇地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

本類型は、地域に開かれたサービスにすることにより、当該サービスの質の確保を図る必要がある。よって、表記協議会等に定期的に(年1回以上)事業の実施状況等の報告し、協議会等から評価を受けると共に、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

また、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。

短期入所①

(1)**-** 1

○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」が創設されます。

福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準の取扱い

① 併設型・空床型

現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害 児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。

② 単独型

現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。

短期入所サービス費(1日につき) イ 福祉型短期入所サービス費

(1)福祉型短期入所サービス費([)

(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)



短期入所サービス費(1日につき) イ 福祉型短期入所サービス費

(1)福祉型短期入所サービス費(I)

 $\begin{array}{lll} \text{(4)} & \overline{\text{A}} & \overline{\text{A}} & \overline{\text{M}} & \overline{\text{M$

(一)区分6 ~ (五)区分1及び区分2 (7)福祉型強化短期入所サービス費(皿) (一)区分3

30

短期入所①

1 - 2

- 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等
- 福祉型短期入所サービス費についても、現行区分から加算単位が変更となります。
- O 地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し(障害者サービス) 平成30~32年度における地域区分の適用地域(障害者サービス)については、変更 となる市町村がありますので、ご確認ください。

<現行>						
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円



く半成30	ノキ	夏以降 2						
1級	地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	フ級地	その他
20%	6	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
11.20)円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

短期入所①

①-3

○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

平成30~32年度における地域区分の適用地域(障害者サービス) 1級地 4級地 7級地 見直し後 2級地 3級地 5級地 6級地 その他 現行 20% 16% 15% 12% 10% 6% 3% 0% 1級地 18% 2級地 15% 鎌倉市 厚木市 3級地 横浜市 海老名市 12% 川崎市 横須賀市 茅ケ崎市 大和間市 座瀬川 を瀬川 相模原市 4級地 10% 藤沢市 愛川町 5級地 平塚市 秦野市 山北町 6% 逗子市 伊勢原市 寒川町 葉山町清川村 三浦市 二宮町 6級地 3% 小田原市 箱根町 中井町 大井町 その他 0% 大磯町 その他

短期入所①

1 - 4

○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

```
短期入所サービス費(1日につき)
イ 福祉型短期入所サービス費
(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)
                  892 → 896 単位
(一)区分6
(二)区分5
                  758 → 761 単位
(三)区分4
                  626 → 629 単位
(四)区分3
                  563 → 565 単位
                  492 → 494 単位
(五)区分1及び区分2
(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)
                  582 → 584 単位
510 → 512 単位
(一)区分6
(二)区分5
                  307 → 308 単位
(三)区分4
                  232 → 233 単位
166 → 167 単位
(四)区分3
(五)区分1及び区分2
(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)
                  758 → 761 単位
(一)区分3
                  595 → 597 単位
(二)区分2
                  492 → 494 単位
(三)区分1
(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)
                  510 → 512 単位
(一)区分3
(二)区分2
                  269 → 270 単位
                  166 → 167 単位
(三)区分1
```

	短期入所サービス費(1.	3につき)
	イ 福祉型短期入所サート	ごス費
	(1)福祉型短期入所サービ	`マ書(Ⅰ)
	~	, , , Q (1 /
	(4)福祉型短期入所サービ	`¬ # (π τ)
	(5)福祉型強化短期入所サ	ーヒス質(1)
	_ (一)区分6	1,096 単位
	(二)区分5	962 単位
	(三)区分4	829 単位
	(四)区分3	766 単位
	(五)区分1及び区分2	
	(6)福祉型強化短期入所サ	
	(一)区分6	785 単位
	(二)区分5	713 単位
	_(三)区分4	509 単位
	_ (四)区分3	434 単位
	(五)区分1及び区分2	367 単位
	(7)福祉型強化短期入所サ	ービス費(皿)
	(一)区分3	962 単位
١	_ \	00 <u>2</u> + 1

短期入所①

1 - 5

○ 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場 合について、支援に係る負担を評価する加算が創設されます。

なお、受入の体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算が創設されます

判定スコア

- (1) レスピレーター管理
- (7) IVH
- (2) 気管内挿管、気管切開(3) 鼻咽頭エアウェイ
- (8) 経管(経鼻・胃ろう含む) (9) 腸ろう・腸管栄養

- (4) 酸素吸入
- (10)接続注入ボンブ使用(腸ろう・腸管栄養時) (11)継続する透析(腹膜灌流を含む)
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引
- 6回/日以上の頻回の吸引 (12) 定期導尿(3/日以上) (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用 (13) 人工肛門

≪医療的ケア対応支援加算【新設】≫ 120単位/日 30単位/日 ≪<u>重度児者対応支援加算</u>【新設】≫ ≪<u>常勤看護職員等配置加算</u>【新設】≫

イ 利用定員が6人以下

10単位/日

- ロ 利用定員が7人以上12人以下
- 8単位/日
- 利用定員が13人以上17人以下
- 6単位/日
- 利用定員が18人以上
- 4単位/日

短期入所②

2-1

〇看護職員による訪問の充実、医療的ケア児者への支援の充実

福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連 携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応 がとれる等の体制を評価する区分が創設されます。

医療連携体制加算については、さらに長時間支援を評価する区分が創設されます。

```
≪医療連携体制加算の拡充≫
```

【現行】

- 医療連携体制加算(])
- 600単位/日(利用者1人) 300単位/日(利用者2人以上8人以下) 500単位/日
- □ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)
- 医療連携体制加算 (IV) 100単位/日

【見直し後】

- 医療連携体制加算(])
- 600単位/日(利用者1人) 300単位/日(利用者2人以上8人以下) 500単位/日 □ 医療連携体制加算(Ⅱ)
- ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)
- 医療連携体制加算(IV) 100単位/日 <u>木 医療連携体制加算(V)</u> 39単位/日

- 医療連携体制加算(Ⅵ) 1,000単位/日(利用者1人)
 ト 医療連携体制加算(Ψ) 500単位/日(利用者2人以上8人以下)
 ※ 既存の(I)又は(Ⅱ)については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、(Ⅵ)又は(Ψ)を適用します。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、 医療連携体制加算は算定不可です。

短期入所③

3-1

4-1

〇 運営方法やサービス提供規模の適正化

「福祉型強化短期入所サービス費」の創設にあたり、一定の定員規模以上や、複数設置の 場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所サービスの提供に ついては、減算又は制限されます。

≪大規模減算【新設】≫

所定単位数の90%を管定 ※単独型で20床以上の場合

短期入所④

〇 長期(連続)利用日数の上限設定

長期(連続)利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30 日までを限度とします。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間が設 けられます。

なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日 以内の利用は可能としますが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認 められます。

短期入所⑤

⑤-1

〇 年間利用日数の適正化

年間利用日数については、1年の半分(180日)を超えないようにすることを計画相談支援の指定基準に位置付けます。

ただし、④⑤の長期(連続)利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めることがあります。

施設入所支援①

○夜勤職員配置体制加算

利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するために、夜勤職員配置体制加算の単位数が増加しました。

【現行】

(1)利用定員が21人以上40人以下 49単位/日

(2)利用定員が41人以上60人以下 41単位/日

(3)利用定員が61人以上 36単位/日



【見直し後】

(1)利用定員が21人以上40人以下 60単位/日

(2)利用定員が41人以上60人以下 48単位/日

(3)利用定員が61人以上 39単位/日

施設入所支援②

○重度障害者支援加算(Ⅱ)に係る算定要件の経過措置の延長

平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置が、平成31年3月31日まで延長されました。

施設入所支援③

〇地域移行加算

入所中の加算限度回数が増加しました。

【現行】

- (1)入所中1回 500単位
- (2)退所後1回 500単位



【見直し後】

- (1)入所中2回 500単位
- (2)退所後1回 500単位

施設入所支援④

〇体験利用の促進

指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、指定地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合等に、所定単位数に代えて算定する加算が創設されました。

体験宿泊支援加算【新設】 120単位

自立訓練①

〇対象者の見直し

機能訓練・生活訓練ともに障害の区別なく利用が可能になり、視覚障害者に対する歩行訓練等が生活訓練としても実施できるようになりました。

【現行】

生活訓練サービス費(Ⅱ)

(1)所要時間1時間未満 245単位/日 (2)所要時間1時間以上 564単位/日



【見直し後】

生活訓練サービス費(Ⅱ)

(1)所要時間1時間未満 248単位/日(2)所要時間1時間以上 570単位/日(3)視覚障害者に対する専門的訓練 732単位/日

※生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して 180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準については、廃止。

自立訓練②

〇リハビリテーション加算の見直し(機能訓練)

頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算が拡充されました。

【現行】

リハビリテーション加算 20単位/日



【見直し後】

(1)リハビリテーション加算(I) 48単位/日(2)リハビリテーション加算(II) 20単位/日

自立訓練③

〇利用者の障害特性等に応じた訓練の評価(生活訓練)

利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算が創設されました。

個別計画訓練支援加算【新設】 19単位/日

自立訓練④

〇中山間地域等の居宅を訪問する際のコストの評価 (機能訓練・生活訓練)

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問について、移動コストを勘案することとし、特別地域加算が創設されました。

特別地域加算【新設】 1回につき、所定単位数の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算

自立訓練⑤

〇一般就労後の定着実績の評価(機能訓練・生活訓練)

自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算が創設されました。

就労移行支援体制加算【新設】

(機能訓練の場合)

イ 利用定員が20人以下 57単位/日 ロ 利用定員が21人以上40人以下 25単位/日 ハ 利用定員が41人以上60人以下 14単位/日 ニ 利用定員が61人以上80人以下 10単位/日 ホ 利用定員が81人以上 7単位/日

(生活訓練の場合)

イ 利用定員が20人以下 54単位/日 ロ 利用定員が21人以上40人以下 24単位/日 ハ 利用定員が41人以上60人以下 13単位/日 ニ 利用定員が61人以上80人以下 9単位/日 ホ 利用定員が81人以上 7単位/日

自立訓練⑥

〇精神科病院に1年以上入院していた精神障害者への支援の評価 (宿泊型自立訓練)

精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等が実施した場合に、支援を評価する加算が創設されました。

精神障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日(1年以内)

自立訓練⑦

〇障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者への支援の評価(宿泊型自立訓練)

障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者であって、当該施設等を退所してから1年以内のものに対して、自立訓練計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算が創設されました。

強度行動障害者地域移行特別加算【新設】 300単位/日(1年以内)

2. 訪問系サービス

居宅介護①

〇同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】

同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化

- ・以下のイ又は口の者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。
- ・八の者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。
- イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
- ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)

ポイント

・居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は、同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化するものです。

居宅介護②

○初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】

居宅介護職員初任者研修課程修了者(介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む)をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

ポイント

・サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件の内「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所については、基本報酬が減算されます。

居宅介護③

〇居宅介護ヘルパーの要件の見直し等

介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護(家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない場合)に限る。)のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

ポイント

- ・居宅介護(家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない場合)に限る。)のヘルパーとして必要な研修については、詳細が明らかになり次第、お知らせします。
- 基本報酬の減算はありません。

居宅介護④

○福祉専門職員等連携加算の要件の見直し

[見直し後]

福祉専門職員等連携加算 564単位/日

ポイント

- ・精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、「公認心理師」と連携した場合を、新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価します。
- ・第1回公認心理士試験は平成30年9月9日(日)に実施される予定です。

重度訪問介護①

〇病院等に入院中の支援の評価

≪入院中の支援の基本報酬【新設】≫

入院中以外の基本報酬と同様とする。

入院中以外 入院中

所要時間1時間未満の場合

184単位 184単位

所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位 2

≪入院中の支援の加算・減算【新設】≫

以下を除き、入院中以外と同様とする。

- イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。
- 3 90日以降の利用は所定単位数の20%を減算する。

ポイント

・障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所(以下「病院等」という。)への入院(入所を含む)中に、利用者が病院等の職員と意思疎通を図るためのコミュニケーション支援等を提供することを評価するものです。

重度訪問介護②

○意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

≪2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し≫

[現 行]

- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。 [見直し後]
- イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。
- □ 障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより 支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行っ た場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算 定する(算定開始から120時間に限る。)。

ポイント

・障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合に、その利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを評価します。

重度訪問介護③

〇外出時における支援の見直し

障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する。

ポイント

・同行援護及び行動援護についても同様です。

同行援護①

○基本報酬の見直し

身体介護を伴う場合 所要時間30分未満

256単位 所要時間30分以上1時間未満 405単位

□ 身体介護を伴わない場合 所要時間30分未満

所要時間30分以上1時間未満

【新】

所要時間30分未満

184単位

所要時間3O分以上1時間未満

291単位

※ 上記は改定の一部であり、他の時間の単位も改定されます。

105単位

199単位

ポイント

- ・同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本としますが、「身体介護を 伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化します。 なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」ときの要件となります。
- ・現在利用している方に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り、改定前の 報酬を算定することができます。

同行援護②

≪盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】≫

盲ろう者向け通訳・介助員(地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。)が、盲ろう者(同行援護の対象 者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者)を支援した場合は、100分の25に相当 する単位数を所定単位数に加算する。

≪障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】≫

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に 加算する。

≪障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】≫

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算

ポイント

- ・盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設します。
- ・この加算は、区分3又は区分4以上に相当する支援の度合いの障害児についても算定 できますが、国保中央会が提供する簡易入力システムを利用している事業所においては 、別紙「障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた加算の請求方法」に ついてを参照してください。

同行援護③

同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等 ≪同行援護のヘルパーの要件の見直し≫

[現 行]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者<u>(居宅介護職員初任者研修課程修了</u>者等については、平成30年3月31日までの間は同研修を修了したものとみなす。)
- 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等 [見直し後]
- 1 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者(地域生活支援事業における、盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33(2021)年3月31日までの間は同研修を修了したものとみなす。)
- 口、ハは変更なし。

≪上記見直し後の括弧書きにより、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新設】≫

上記見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の10%を減算する。

≪同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し≫

[現 行]

- イ 以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであって(3)の要件を満たすもの
- (1) 居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等(2) 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの(平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。)。
- (3) 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。)
- ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビ リテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

- イ 以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの
- (1) 居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等
- (2) 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者
- 口は、変更なし。

ポイント

- •同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了 したものと見なす経過措置については、廃止となります。
- ・盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33(2021)年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなしますが、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数が減算されます。

行動援護①

○支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止 《支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し》

[現 行]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。 [見直し後]

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。

ポイント

・支援計画シート等が未作成であっても減算されないという経過措置は廃止されます

重度障害者等包括支援①

○基本報酬の見直し

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行 動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支 援、就労継続支援の場合(1 日につき12 時間を超えない範囲) 802 単位

ロ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合(1 日につき12時間を超える範囲) 781 単位

ハ 短期入所の場合 892 単位

二 共同生活援助の場合 961 単位



【新】

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助の場合

- (1) 所要時間1 時間未満の場合 201 単位
- (2) 所要時間1 時間以上の場合 301 単位 に所要時間1 時間30 分から計算して所要 時間30 分を増すごとに100 単位を加算し た単位数
- (3) 所要時間12 時間以上の場合 2,499 単位に所要時間12 時間30 分から計算して所要時間30 分を増すごとに98 単位を加算した単位数
- □ 短期入所の場合 946 単位
- ハ 共同生活援助の場合 997 単位

ポイント

- ・短期入所及び共同生活援助の報酬の見直しに伴い、重度障害者等包括支援の中で提 供する短期入所及び共同生活援助の報酬を見直します。
- 他の障害福祉サービスの報酬算定の考え方を踏まえ、以下の報酬算定の取扱いを廃 止します。
- イ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合、
- 支給決定単位数とします。 ロ 提供したサービスの実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合
- 実績単位数の95分の100を乗じて得た単位数とします。
- ・重度障害者等包括支援の中で提供する障害福祉サービスに、自立生活援助及び就労 定着支援を追加します。

重度障害者等包括支援②-1

≪算定できる加算の見直し≫

重度障害者等包括支援としてサービスを提供したときに算定できる加算は以下のとおり とする。なお、算定要件は基本的には各サービスの要件のとおりとする。

[現 行]

- ・早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援 護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「生活介護等」という。)において算定可能)
- 特別地域加算(生活介護等において算定可能)
- 喀痰吸引等支援体制加算(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護(以下「居宅 介護等」という。) において算定可能)
- 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算(短期入所において算定可
- 福祉 介護職員処遇改善加算
- 福祉 介護職員処遇改善特別加算

重度障害者等包括支援②-2

[見直し後]

- ・ 2人の従業者による場合(居宅介護等において算定可能)
- ・ 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算(生活介護等、<u>自立生活援助又は就労定着支援</u>において算定可能)
- 特別地域加算(生活介護等、<u>自立生活援助又は就労定着支援</u>において算定可能)
- 喀痰吸引等支援体制加算(居宅介護等において算定可能)
- ・ 利用者負担が「一般1世帯」以下の者に支援した場合の加算(短期入所において算定可能)
- 医療連携体制加算(短期入所又は共同生活援助において算定可能)
- ・ 地域生活移行個別支援特別加算(共同生活援助において算定可能)
- 精神障害者地域移行特別加算(共同生活援助において算定可能)
- 強度行動障害者地域移行特別加算(共同生活援助において算定可能)
- 送迎加算(短期入所において算定可能)
- 初回加算
- 福祉•介護職員処遇改善加算
- 福祉 介護職員処遇改善特別加算

ポイント

・重度障害者等包括支援の中で短期入所又は共同生活援助を提供した場合、個別に短期入所又は共同生活援助を提供したときに算定できる加算の一部を算定できることとします。

重度障害者等包括支援③

○サービス提供責任者の要件の緩和 《サービス提供責任者の配置基準の見直し》

[現 行]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。[見直し後]

サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

ポイント

・相談支援事業所の相談支援専門員との兼任を可能とするため、サービス提供責任者の専任要件を廃止します。

重度障害者等包括支援④

○重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る見直し 《重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る運営基準の見直し》

- ・ 名 称: 重度障害者等包括支援サービス利用計画
- ・内容:具体的なサービスの内容等 ・作成過程:サービス利用計画の原案に位置づけた障害福祉サービスの担当者を招集して行う 「サービス担当者会議」を開催する。

[見直し後]

- 名 称: 重度障害者等包括支援計画
- ・内 容:具体的なサービスの内容等(利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟な 支援の具体的な提供体制や提供方法等を含む。)
- 作成過程: 重度障害者等包括支援としての「サービス担当者会議」の開催は任意とする。
- ・その他:原則、作成はサービス等利用計画を作成した者と同一の者であってはならない。

ポイント

・障害福祉サービス間の総合的なマネジメントは計画相談支援が担うことから、重度 障害者等包括支援サービス利用計画は、居宅介護計画等や個別支援計画と同様の位置 付けとすることとし、名称、内容及び作成過程を見直します。

3. 就労系サービス

就労系サービスにおける共通的事項① 【就労移行支援、就労継続支援】

○就労準備支援体制加算(Ⅱ)及び施設外就労加算の見直し

施設外就労については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことが要件だが、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行をより促進するため、達成度の評価等を施設外就労先で行うことを可能とする

ポイント

・施設外就労の総数について、利用定員の100分の70以下とする要件は廃止。

1月の利用日数から事業所内における 必要な支援等を行うための2日を除く 日数を限度として、企業及び官公庁等 で作業を行った場合に、施設外就労利 用者の人数に応じ、1日につき加算。



【新】

企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき加算。

就労系サービスにおける共通的事項② 【就労移行支援、就労継続支援】

〇在宅利用時の生活支援サービスの評価

就労移行支援又は就労継続支援において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを 得ないと市町村が判断した利用者(以下「在宅利用者」という。)に対して、一定の要 件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっているが、同一 時間帯において生活支援に関する訪問系サービスを利用できないため、在宅利用が促進 されない可能性があることから、在宅利用を促進するための加算を創設する。

・在宅時生活支援サービス加算(新設) 300単位/日 在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が 必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に、 1日につき所定単位数を加算する。

就労系サービスにおける共通的事項③ 【就労移行支援、就労継続支援】

〇離島等(※)における在宅利用時の要件の緩和

在宅利用者は、月に1日は事業所内にて訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要 件に基本報酬が算定されるが、離島等においては、利用者が事業所に通所することが困 難であるため、要件を緩和する。

- 第二条第一項に規定する辺地
 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 第二条第一項に規定する特定農山村地域 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

就労系サービスにおける共通的事項④ 【就労移行支援、就労継続支援】

[IH]

在宅利用者に対しては、以下を満たす場 合に基本報酬の算定を可とする。

- ・事業所職員による訪問又は利用者によ る通所により評価等を1週間につき1回 は行うこと
- ・在宅利用者については、原則として月 の利用日数のうち1日は事業所に通所し 事業所内にて訓練目標に対する達成 度の評価等を行うこと。



離島等に居住している在宅利用者に対して は、以下を満たす場合に基本報酬の算定を 可とする。

- ・事業所職員による訪問、利用者による通 所又は電話・パソコン等のICT機器の活 用により評価等を1週間につき1回は行
- ・原則として月の利用日数のうち1日は<u>事</u> 業所職員による訪問又は利用者による通 所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

○利益供与等の禁止の強化

利用者による障害福祉サービス事業者の選択は、各事業者のサービス内容や質に基づき 障害者が自ら判断すべきであることから、金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行 為を禁止する。

就労系サービスにおける共通的事項⑤ 【就労移行支援、就労継続支援】

○ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の見直し

日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逓減制にする。

【旧】 300単位/日

【新】

- イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(I) 500単位/日(初日から5日目まで) +50単位/日※地域生活支援拠点等の場合
- □ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)250単位/日(6日目から15日目まで)
 - 250単位/日(6日目から15日目まで) +50単位/日※地域生活支援拠点等の場合

就労移行支援①

〇 基本報酬の見直し

一般就労への移行実績だけでなく、就職後の定着をも実績として評価するため、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬を設定する。また、定着実績に応じた基本報酬とすることから、一般就労への移行実績が過去2年間ない場合並びに就労定着者数が過去3年間及び過去4年間ない場合の減算は廃止する。就労定着支援体制加算は就労定着支援が新たに創設されたため廃止。

ポイント

- 事業所開設後2年間を経過していない事業所は現行と同様の基本報酬(就労移行支援サービス費のそれぞれ(三)の単位数)を算定する。
- ・就労定着支援体制加算については、平成30年4月から就労定着支援を利用する場合、既に通常の事業所に雇用されていることから、新サービスの説明や新たな支給決定事務も生じることから、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費に代えて、就労定着支援体制加算を算定することも可能。この場合の単位数は、現行の単位数の2分の1にする。

就労移行支援②

- 【旧】・就労移行支援サービス費(1日につき) イ就労移行支援サービス費(I) (1)利用定員が20人以下 804単位



- 【新】・就労移行支援サービス費(1日につき) イ就労移行支援サービス費(I) (1)利用定員が20人以下

 - (一) 就職後6月以上定着率が5割以上 (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満

 - (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満
 - (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満
 - (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満
 - (七) 就職後6月以上定着率がO
- 1,089単位
 - 935単位
 - 807単位 686単位
 - 564単位
 - 524単位
 - 500単位

就労移行支援③

【旧】(2)利用定員が21人以上40人以下 711単位 以下、省略



- 【新】(2)利用定員が21人以上40人以下

 - (一) 就職後6月以上定着率が5割以上 (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満
 - (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満

 - (七) 就職後6月以上定着率がO

以下、省略

- 999単位
- 841単位
- 714単位 627単位
- 513単位 464単位
- 442単位

就労移行支援④

〇 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

作業療法士を配置している就労移行支援事業所は、配置していない事業所と比べ、一般就 労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、新たに有資格者として評価する。

- •福祉専門職員配置等加算(I) 15単位/日
- ※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- ・福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10単位/日
- ※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

【新】

- •福祉専門職員配置等加算(I) 15単位/日
- ※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。
- •福祉専門職等配置等加算(Ⅱ) 10単位/日
- ※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、 、精神保健福祉士、作業療法士又は公認 心理師である従業者の割合が100分の2 5以上ある場合に加算する。

就労移行支援⑤

○ 通勤のための訓練の実施

指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤の訓練を実施しなければならない。

本項目については、運営規程に定める必要があるため、各指定権者に運営規程の変更に係る変更届を提出すること。また、その際は期限を設定したうえで提出を求めるので、準備をしておくこと。

○ 通勤訓練を実施した場合の評価

外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない視覚障害者に対し、白杖による 歩行訓練を実施することを評価する加算を創設する。

• 通勤訓練加算(新設) 800単位/日 外部から専門職員を招いて、視覚障害のある利用者に対し白杖による通勤訓練を実施した場合に 加算する。

就労移行支援⑥

○ 就労支援関係研修修了加算の見直し

就労支援関係修了加算については、半数程度の事業所で算定されている実績があること及び有資格者の配置に係る福祉専門職員等加算とのバランスを踏まえて、単位数を見直す。

[IH]

研修修了者を就労支援員として配置 している場合 11単位



【新】

研修修了者を就労支援員として配置 している場合 6単位

○ サービス利用に係る年齢制限の緩和

雇用保険の適用年齢が65歳以上に拡大され、同じく高齢化が進んでいる障害者においても、65歳を境に就労移行支援の利用に制限を設けることは合理性に欠けるため、年齢制限を緩和

[18]

就労を希望する65歳未満の障害者



【新】

就労を希望する65歳未満の障害者<u>又は</u>65歳以上の障害者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。)

就労継続支援A型①

〇 平均労働時間に応じた基本報酬の評価

就労継続支援A型は雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障害福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かることから、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬とする。

また、平均労働時間に応じた基本報酬を設定することから、短時間利用減算については、廃止する。

※1日当たりの平均労働時間を算出するに当たり、サービス利用開始時には予見できない事由により、労働時間が短時間になってしまった場合について、平均労働時間の算出から除外する。

なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬(就労継続支援A型サービス費のそれぞれ(五)の単位数)を算定する。

※基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

就労継続支援A型②

[18]

就労継続支援A型サービス費(I) (7.5:1)

1) 定員20人以下 584単位

短時間利用減算

1日の平均利用時間が

1時間未満の場合 ×30%

1時間以上2時間未満の場合 ×40% 2時間以上3時間未満の場合 ×50% 3時間以上4時間未満の場合 ×75% 4時間以上5時間未満の場合 ×90% の基本報酬に対して減算となる。



[新]

就労継続支援A型サービス費(I)(7.5:1)

1) 定員20人以下

(六)

- 1日の平均労働時間が
 - 7時間以上の場合
- 615単位 6時間以上7時間未満の場合 (\Box)

603単位 5時間以上6時間未満の場合 (=)

594単位

4時間以上5時間未満の場合 (四)

586単位

3時間以上4時間未満の場合 (五) 498単位

2時間以上3時間未満の場合

410単位

2時間未満の場合 (七)

322単位

就労継続支援A型③

○賃金向上達成指導員配置加算の新設

生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加等の賃金向上を図る ための賃金向上計画(又は経営改善計画)を作成するとともに、利用者のキャリアアッ プの仕組みを導入し、当該計画の達成に向けて取り組む賃金向上達成指導員を常勤換算 方法で1以上配置した場合、定員規模に応じてそれぞれの所定単位数を加算する。

- 賃金向上達成指導員配置加算(新設)
 - イ:利用定員が20人以下 70単位/日

 - 口:利用定員が20人以上70人以下 43単位/日 ハ:利用定員が21人以上40人以下 43単位/日 ハ:利用定員が41人以上60人以下 26単位/日 二:利用定員が61人以上80人以下 19単位/日 ホ:利用定員が81人以上 15単位/日

就労継続支援A型④

〇就労移行支援体制加算の評価の見直し

就労継続支援A型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就 労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行 支援体制加算の評価を見直す。

就労継続支援A型を受けた後就労し、6 月以上就労継続している者が、利用定員 の5%を超えている場合に加算する。

26単位/日



【新】

就労継続支援A型を受けた後就労し、就労継続期間が6月に達している者が前年度において1人以上いる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する(前年度実績に応じて1年間加算する。)。

(1) 就労継続支援A型サービス費(I) を算定している事業所の場合

イ:利用定員が20人以下 42単位/日 ロ:利用定員が21人以上40人以下 18単位/日 ハ:利用定員が41人以上60人以下 10単位/日 二:利用定員が61人以上80人以下 7単位/日 ホ:利用定員が81人以上 6単位/日

(2) 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) を算定している事業所の場合

イ:利用定員が20人以下 39単位/日口:利用定員が21人以上40人以下 17単位/日ハ:利用定員が41人以上60人以下 9単位/日二:利用定員が61人以上80人以下 7単位/日ホ:利用定員が81人以上 5単位/日

※就労継続支援A型の利用を経て、 他の指定就労継続支援A型事業所等 に就労した場合は除きます。

就労継続支援A型⑤

〇サービス利用に係る年齢制限の緩和

雇用保険の適用年齢が65歳以上に拡大され、同じく高齢化が進んでいる障害者においても、65歳を境に就労継続支援A型の利用に制限を設けることは合理性に欠けるため、年齢制限を緩和

専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの



【新

専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満の障害者若しくは65歳以上のもの(65歳に達する前5年間(入院その他やむを浸ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。)又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難であるものく就労が困難であるものく就労が困難であるもの

就労継続支援B型①

〇 基本報酬の見直し①

就労継続支援B型は、障害者が地域で自立した生活を送ることができるように、利用者に 支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所 が障害者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬とする。

また、平均工賃額に応じた基本報酬を設定することから、目標工賃達成加算については廃 止する。

【旧】・就労継続支援B型サービス費(1日につき) イ就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が20人以下 584単位



【新】・就労継続支援B型サービス費(1日につき)

イ就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満

(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満

(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満(五) 平均工賃月額が1万円以上2万5千円未満(六) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満

(七) 平均工賃月額が5千円未満

645単位 621単位

609単位

597単位 586 単位

571単位

562単位

就労継続支援B型②

【旧】(2)利用定員が21人以上40人以下 519単位



【新】(2)利用定員が21人以上40人以下

572単位 552単位

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上 (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満 (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満

541単位

(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満

531単位

(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満 (七) 平均工賃月額が5千円未満

521単位 508単位

500単位

以下、省略

就労継続支援B型③

○ 基本報酬の見直し②

1月当たりの平均工賃額を算出するに当たり、障害基礎年金1級受給者が利用者数の半数以上いる場合については、平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。

なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬(就労継続支援B型サービス費のそれぞれ(六)の単位数)を算定する。

基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

例〈開設後1年間を経過していない事業所〉

[ID]

・利用定員20人以下 584単位を算定



【新】

・ (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満 571単位を算定

就労継続支援B型④

○ 就労移行支援体制加算の評価の見直し

就労継続支援B型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就 労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行 支援体制加算の評価を見直す。

ポイント

就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する。

• 就労移行支援体制加算 13単位/日



【新】

就労継続支援B型サービス費(I)を算定利用定員20人以下 42単位/日利用定員21人以上40人以下 18単位/日利用定員41人以上60人以下 7単位/日利用定員61人以上80人以下 7単位/日利用定員81人以上 6単位/日

 ・就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定 利用定員20人以下 39単位/日 利用定員21人以上40人以下 17単位/日 利用定員41人以上60人以下 9単位/日 利用定員61人以上80人以下 7単位/日 利用定員81人以上 5単位/日

※就労継続支援B型の利用を経て、 他の指定就労継続支援A型事業所等 に就労した場合は除きます。 4.生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)

生活介護①

○ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、別表の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設する

【新】 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ) ※看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合 (1)利用定員が20人以下 28単位/日 (2) 利用定員が21人以上40人以下 19単位/日 常勤看護職員等配置加算 (3) 利用定員が41人以上60人以下 11単位/日 (4) 利用定員が61人以上80人以下 8単位/日 ※看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場 8単位/日 ュ。 (1)利用定員が20人以下 28単位/日 (5) 利用定員が81人以上 6単位/日 (2) 利用定員が21人以上40人以下 19単位/日(3) 利用定員が41人以上60人以下 11単位/日 □ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ) (4) 利用定員が61人以上80人以下 8単位/日 ※看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合 (5) 利用定員が81人以上 6単位/日 (1) 利用定員が20人以下 56単位/日 (2) 利用定員が21人以上40人以下 38単位/日 (3) 利用定員が41人以上60人以下 22単位/日 (4) 利用定員が61人以上80人以下 16単位/日 12単位/日 (5) 利用定員が81人以上 ポイント

看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合に評価する区分を追加。 口の常勤看護職員等配置加算(II)を算定している場合は、(I)は算定しない。

生活介護②

○ 常勤看護職員等配置加算の拡充

別表

判定スコア(スコア)

- (1)レスピレーター管理=8
- (2) 気管内挿管、気管切開=8
- (3)鼻咽頭エアウェイ=5
- (4)O2吸入又はspO290パーセント以下の状態が10パーセント以上=5
- (5)6回/日以上の頻回の吸引=3
- (6)ネブライザー6回/日以上または継続使用=3
- (7) IVH=8
- (8)経管(経鼻・胃ろうを含む。)=5
- (9) 腸ろう・腸管栄養=8
- (10)持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)=3
- (11)継続する透析(腹膜灌流を含む。) =8
- (12)定期導尿(3回/日以上)=5
- (13)人工肛門=5

生活介護③

○ 重度障害者支援加算の新設

拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制 や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護(障害 者支援施設が行う生活介護を除く。)に創設する。

≪重度障害者支援加算【新設】≫

- イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合 (体制加算) 7単位/日
- ※強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており
- かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。 ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。
- □ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援 計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合 (個人加算)180単位/日
 - ※実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) 修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に 加算する。
 - なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。
- (注)個人加算が算定されている事業所等については、当該加算の算定を開始した日から 起算して90日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に700単位を加算する。

生活介護④

○ 開所時間減算の見直し

- ・極端な開所時間の実態を踏まえ、開所時間減算の減算幅を見直す。
- ・また、平均利用時間が5時間未満(送迎のみを行う時間は含まない。)の利用者の割合が
- 、利用者全体の50%以上の場合について基本報酬を減算する(短時間利用減算の新設)。 なお、送迎に長時間を要する利用者等については、平均利用時間が5時間未満の利用者の

割合の算定から除く。

[IH]

開所時間減算

※運営規程に定められている営業時間が 6時間未満の場合

- (1) 開所時間4時間末満 所定単位数 の70%を算定
- (2) 開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

【新】

開所時間減算

- ※運営規程に定められている営業時間が6時間未満の 場合
- (1) 開所時間4時間未満 所定単位数の50%を算 定
- (2) 開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の 70%を算定

短時間利用減算【新設】所定単位数の70%を算定 ※平均利用時間が5時間未満の利用者の割合が事業所 の全利用者の50%以上の場合

※ やかを得ず送迎に長時間を要する利用者等について は、平均利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定 から除く

ポイント

- 『開所時間』 = 『営業時間』ですが、運営規程に定める営業時間に送迎のみを実施 する時間を含むことはできません。
- 『平均用時間』とは、前3月において利用者が利用した時間の合計時間を利用日数 で除して得た時間(利用日1日当たりの平均利用時間)のこと。

生活介護⑤

〇 リハビリテーション加算の見直し

頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、 訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

リハビリテーション加算 20単位/日



リハビリテーション加算(Ⅰ) 48単位/日 イ リハビリテーション加弄 、1, □ リハビリテーション加算(Ⅱ) 20単位/日

ポイント

リハビリテーション加算(I)は、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状 態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して 、指定生活介護等を行った場合に算定可。

(Ⅱ)は、実施計画が作成された、上記の障害者以外の者への指定生活介護等を行っ た場合に算定。

生活介護⑥

〇 就労移行支援体制加算の新設

生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

≪就労移行支援体制加算【新設】≫

イ 利用定員が20人以下42単位/日ロ 利用定員が21人以上40人以下18単位/日ハ 利用定員が41人以上60人以下10単位/日二 利用定員が61人以上80人以下7単位/日ホ 利用定員が81人以上6単位/日

ポイント

生活介護の利用を経て、指定就労継続支援A型事業所等に就労した場合は除きます。

生活介護 ○障害福祉サービスの体験利用支援加算の見直し 日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逓減制にする。 【新】 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(I) 500単位/日(初日から5日目まで) +50単位/日※地域生活支援拠点等の場合 □ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(I) 250単位/日(6日目から15日目まで) +50単位/日※地域生活支援拠点等の場合

自立訓練(機能訓練・生活訓練)①

〇 対象者の見直し

障害福祉サービス等は3障害共通が原則であるが、自立訓練は障害種別によっ て利用できるサービスに制限がある。このため訓練の対象者を限定している施 行規則 (機能訓練:身体障害者、生活訓練:知的障害者・精神障害者)を改正 し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とするとともに、視覚障害者に対す る歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直す。

○ 生活訓練サービス費の見直し

生活訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間1時間未満245単位/日 (2) 所要時間1時間以上564単位/日

【新】

生活訓練サービス費(Ⅱ)

- (1) 所要時間1時間未満
- 248単位/日 570単位/日 (2) 所要時間1時間以上 (3) 視覚障害者に対する専門的訓練732単位/日

※生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の 「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50 回を限度とする」旨の基準については、廃止する。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)②

○ リハビリテーション加算の見直し (機能訓練)

• 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要 する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

リハビリテーション加算 20単位/日



【新】

リハビリテーション加算(Ⅰ) 48単位/日 ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) 20単位/日

ポイント

リハビリテーション加算(I)は、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自 立訓練(機能訓練)等を行った場合に算定可。

(Ⅱ)は、実施計画が作成された、上記の障害者以外の者への指定自立訓練(機能訓練) 等を行った場合に算定。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)③

○ 個別計画訓練支援加算の新設(生活訓練)

利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が 作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持 ・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するため の加算を創設する。

≪個別計画訓練支援加算【新設】≫ 19単位/日

ポイント

○次の(1)から(5)までの基準のいずれも満たす場合に算定。

(1)社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に 障害支援区分認定調査項目である「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に 係る個別訓練実施計画を作成していること。

(2)個別訓練実施計画に基づく訓練を実施することや、利用者の状態を定期的に記録すること。

(3)個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて計画を見直していること。 (4)指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫 した支援を行うよう訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。

(5)(4)に掲げる利用者以外の利用者については、事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援 事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に 係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

※個別訓練実施計画は、地域生活を営む上で必要となる生活能力に焦点を定め、一定の期間の中で重点的 に個別の訓練を行う計画であり、様式を問うものではないが、具体的な訓練項目や訓練の内容、進捗状況 等、詳細かつ丁寧な記録や評価が必要となる。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)④

○ 精神障害者地域移行特別加算の新設(生活訓練)

- 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、 かつ、指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうち社会福祉 士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置。
- ・指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、 当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神 科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院 してから1年以内のものに対し、自立訓練(生活訓練)計画を作成。
- ・ 当該計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援 等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ただし、地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない

≪精神障害者地域移行特別加算【新設】≫ 300単位

自立訓練(機能訓練・生活訓練)⑤

○ 強度行動障害者地域移行特別加算の新設(生活訓練)

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定 障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であ って当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が 定める基準に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練(生活訓練)計 画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った 場合に、1日につき所定単位数を加算する。

≪強度行動障害者地域移行特別加算【新設】≫ 300単位

ポイント

- ・当該加算の算定には、「サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)の修了者を1人以上配置していること」、「生活支援員のうち、強度行動障害支援者養 成研修(基礎研修)修了者の割合が20%以上であること」が必要です。
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者とは、障害支援区分認定調査の結果に基づき、調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」などの行動関連項目について、その行動関連項目が見られる頻度等により算出した点数の合計が10点以上のもの。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)⑥

○ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の見直し(機能訓練・生活訓練)

日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階 における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逓減制にする。

300単位/日

【新】

- 障害福祉サービスの体験利用支援加算(]) 500単位/日(初日から5日目まで)
 - +50単位/日※地域生活支援拠点等の場合
- □ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 250単位/日(6日目から15日目まで) +50単位/日※地域生活支援拠点等の場合

自立訓練(機能訓練・生活訓練)⑦

○ 就労移行支援体制加算の新設(機能訓練・生活訓練)

自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

≪就労移行支援体制加算【新設】≫

(機能訓練の場合)

イ 利用定員が20人以下 57単位/日 □ 利用定員が21人以上40人以下 25単位/日 ハ 利用定員が41人以上60人以下 14単位/日 □ 利用定員が61人以上80人以下 10単位/日 □ 利用定員が61人以上80人以下 10単位/日

ホ 利用定員が81人以上 7単位/日

(生活訓練の場合)

イ 利用定員が20人以下 54単位/日 日 利用定員が21人以上40人以下 24単位/日 13単位/日 13単位/日 13単位/日 1 利用定員が61人以上80人以下 9単位/日 ホ 利用定員が81人以上 7単位/日

ポイント

自立訓練の利用を経て、指定就労継続支援A型事業所等に就労した場合は除きます。